

下諏訪総合文化センターのあり方を検討する会議（第7回）会議録

日時：2022/9/14 19:00～21:06

場所：下諏訪総合文化センター 小ホール

出席者：濱委員、西村委員、高木委員、吉田委員、野村委員、川村委員、萩原委員
檜尾教育こども課長、岩波生涯学習係長、小口副主幹、堀内主査、原担当、
岡田担当

欠席者：武井委員、坂本委員、増澤委員

皆様こんばんは。

定刻となりましたのでただいまから第7回下諏訪総合文化センターのあり方を検討する会議を開催させていただきます。本日ですが、議事に入る前に、日本耐震天井施工協同組合技術委員長、公益社団法人全国公立文化施設協会コーディネーター塩入徹様から特定天井への対策と、具体的な改修についての研修を行います。

【研修】特定天井への対策と、具体的な改修について

- ・国土交通省から委託を受けて、法律の開設を行ったりセミナーを行っているが、天井の耐震化の法律については、建築士の方も詳しく分からない方が多いくらい専門性が大変強いものである。
- ・下諏訪総合文化センターは特定天井を改修するための設計が終わっているとのことだが、全国的には設計どころか点検も行っていないホールも多く、特定天井については国土交通省でも大変問題視しており早急な解消を求められている。
- ・東日本大震災の際に、ホールの天井が落ちて5名の方が亡くなったが、当時はギリギリ刑事責任は問えないという結果であったが、これを受けて法律が大変厳しくなり天井の耐震化を行い、さらに耐震天井をずっと維持しなければならないということになった。このことを知らない方がとても多いが事態は深刻である。

- ・ ホール等の一般的な天井の多くは屋根から板を吊り下げて作られており、この天井は地震等の揺れで板や金具が壊れ落下を引き起こしているが、下諏訪総合文化センターもこの天井が採用されている。
- ・ 特定天井は法律で危険な天井となるが、これに該当するには細かい要件もあるが大きく話すと、①天井高が6m以上、②面積200㎡超、③重さが2kg超、④吊り天井、⑤人がいる、の5つの条件全てに当てはまると特定天井となり、下諏訪総合文化センター大ホールはこれに該当する。これに該当しない場合でも設計者の責任において安全を確保しなければならないということになっている。特定天井に関する法律は440ページに渡っており、これを熟知している人でなければ設計はできない。天井の設計というのはものすごく難しくなっていることを十分理解していただきたい。
- ・ 既存不適格について、建築基準法では増築などを実施するまで現行法の適用を除外されているが、国家賠償法の視点からは現行法に対する不備を放置した状態に該当する。また、平成28年の熊本地震をうけて、国土交通省から増改築等を行う予定のない建築物においても、増改築等の機会を待たずして、特定天井の改修を行うことが望まれるところであるとの通達がされているが、特に固定した客席を有する劇場など公開の集会場の施設については対策の促進を図る必要があるとされている。つまりは、予算的な問題はあるかもしれないがせめて優先順位をつけて改修の計画を立てて予算取りの動きをなささいということである。
- ・ 特定天井の改修にはいくつか方法があるが、音楽ホールとしての機能を担保するためにはお金は掛かるが準構造天井しかない。これは建物と一体化させるものである。これに加え、天井改修する際には電機や音響、舞台装置などの付随する工事も同時に行う必要がある。今のものを補強して使いたいということを考える自治体もあるが、これはほぼ100%できない。仮に補強でできたとしても、新しい天井にするよりも金額は掛かってしまうのでさらに現実的でない。

【質疑応答】

- ・ 全国の音楽ホール・劇場で実際に耐震化されている割合はどのくらいでしょうか？
→ 点検自体ができていないホールが多いため見込値となりますが、10%いつているかどうかというくらいであると思われます。

- ・ どんなに危険な状況でも全て自治体が判断してやるということでしょうか。例えば、法的に強制力でやりなさい。ホールの使用を停止して、何らかの処置をしなさいなど、そういう線引きとかがあってというのはありますか？
→ 非常に難しい話ですが、最終的には法では所有者管理者の責任になります。12条点検は所有者・管理者の刑事責任になるのでやはり所有者の方が、現状をちゃんと知って、いつから使用をやめるのかということも責任もって判断しなければいけないところだと思います。

- ・ 自治体の中には改修するまで一般の方に、ホールの提供やめようという発想に至ったところがありますか？
→ いくつかあります。その自治体には一級建築士がいて自分の資格と責任においてこれは使用できないという判断をしました。事故が起これば所有者の責任が追及されます。予算を何とかして優先順位をつけて一番危険なところで第三者が使うところで人が多く入るところを最優先にすべきだと思いますし、そこは所有者の責任において絶対にやらなければならないことです。所有者、管理者の義務です。

【議事】

それでは議事の方に入らせていただきます。本日の議事は1点で改修の方向性についてということで、前回の会議で次回に向けてお考えをいただきたいということで、改修の箇所と優先づけの検討ということで、行わせていただきたいと思っております。まず前回の資料の6(1)改修箇所の区分分けと方向づけということで、各改修箇所について安全性、機能性、社会性、環境性、その他に区分し、どの区分を中心に改修を実行していくかについて、方向づけを行わせていただきたいと思っております。

こちら皆様お考えいただいているかと思われまので、まずはこちらについてどの区分を中心に改修していったらいいかということにつきまして皆様のご意見をお伺いさせていただきます。

委員：

本日の研修を受けて今までわからなかったことが少しわかった気がしてとてもよかったです。建築については全くわからないんですけども、優先づけといたら、今の時点では、まずは安全性だと思います。先ほどのお話だと、明日例えば吊り天井が落ちて怪我をしたときに、ここのホールは予算づけをしてあり方も検討して進めていた矢先でという微妙な位置にはいるとは思いますが、お聞きしたいんですが、多分その前回の時点では天井の改修をこういう形にしようっていうこの資料配られていたのは、先ほどの研修でこれがいいよって言った基準と同じような対応になっているということなんじゃないかな。

事務局：

同じ内容です。

委員：

そしたらもうそのまま優先順位からいけば天井から進めてもらって、あと私知らなかったですけども外壁も壊れているようなので、プロの方から見て危ないと思った順にやっていくのがいいと思います。

委員：

私が思うには、まず法律的な整備、既存不適格もそうなんですけど、実は法律といっても建築基準法の中で消防法があったり環境衛生法があったり、あるいは電気保安法、いろんな法律が実はあります。そのことに当てはめるともうここに挙がっている項目はほとんど法律に関するということになるんですが、その中でもまず安全対策、今言われたように人間に対する命の危険がある、あるいは危害が加わるというような安全対策というものをまず優先すべきだろうというふうに思います。特に消防法に関してもいくつか不備がこの建物あるものですから、そういったものをピックアップしながらやるべきだろう、これはまず第一。第2に安全対策、耐震天井もそうなんです

けれど、安全対策をして人の命を守れる。特に避難施設になっていることを考え、優先順位としては上になるだろうというふうに思います。それからその次に3番目としては保全関係ですね。例えば雨漏りがあったり、あるいは外壁のタイルが落ちるといった人に当たればちょっと危害が加わるんですけど、人が歩かない部分のタイルが落ちるとかいうところもあるんですが、そういった建物を維持保全するための保守っていうのが3番目になるんだろうというふうには思います。特にあの屋根なんかもできてから30年経って1回も塗ってないというようなこともありますし、そういったものを維持管理が必要だというふうに思います。次の4番目としては、使用に際してこの劇場とか利用する方に対してのことになるんですが、機器の更新あるいは最新のものを入れるというようなことも必要だろうというふうに思います。機能向上ということと効率も良くなる新しい機器もあるもんですから、そういったものを入れる。空調についてももう効きが悪いということになればもっと効率のいいものに変えていくということになると思うんですが、あとは利用者が不便を感じる、例えばトイレの改修をしたいという計画もあるんですけど、そういったものは当面は必要ないだろうというふうなふうに思います。どうしても壊れてしまったりした場合は緊急で直さなきゃいけないんですけど、あえてなくてもいいものは後回しにするということが必要だろうというふうに思います。ちょっと機器の関係、音響だとかそういったものや照明とかはわからないんですが、現実的にそれで困っているというものがあればやらなければいけないだろうと思うんですけど、相当金額がかかっているようなので、ここについては、十分な議論が必要だろうというふうに思います。あとちょっと疑問に思ったのが非常発電装置、停電をしたとき電源を送る非常発電というのがあるんですけど、できたときに入れてあって、ここで更新をするというような設計者の方からこの提案があって、金額も半端ないんですが、その非常発電っていうのは非常時でなければ働かないですね。毎年点検をしているんですけどほとんど使っていない状態で、何も使ってなくて30年たって何千万もかけて変えなきゃいけないのかということもあってここについてはもう1回精査をして、本当に使えないのかどうかということについては検査をしていかなければいけないだろうと思います。資料6に4つ安全性、社会性、機能性、環境性とあるんですけど実はこの中にも法律に関するものが全部混じっているというふうなことでちょっとこの区分項目についてはあまりこだわらない方がいいのかなというふうに私は思っております。いずれにしても法整備をしなければ責任がきますので、至急やっていただきたいというふうに思います。

委員：

私もいろいろ初めて聞くことばかりで勉強になりましたけど驚きの方が多くてやっぱり事故が起きてからでは遅いので今、さっきの方がおっしゃっているように、やはり安全性とかの法律に則ったことは当然のことだと思いますけれど、先ほどの先生の話も含めて、もっと大勢の方に知ってもらいたいと思うんですね。特に議員さんとかそういった方によく知ってもらいたい。そうでなければもったいないと思いますし、本当に大変なことを町ではやっておられるんだなということを思って、先ごろからこの資料を見て、皆さんよくやっていただいて大変なんだなあと感心しておりますけれども、もう少しこれいろいろなところでみんなでこういう勉強をしないといけないと思いましたのでよろしくお願いします。

委員：

改めて今日貴重なお話ありがとうございました。天井は非常に危険性をはらんで今の状況というところで、優先順位とか方向性というところなんですけど、もちろんまず今回一番の話があった天井ってのはこれはどういうやり方にするかはもう少し検討した上で予算の問題、いろいろな方法、法的な問題あると思うんですけど、それはまず第1に思います。あとはエレベーターとかその辺が危険な状況にあるっていうことで、そういう人の命に関わる問題、関連ところ含めて、そこはまず第1にやってほしいなというところがあります。今回、この会議がそもそも発足しているのは、それに付随していろいろ、せっかくだからっていうところで、どこまでやるのかという話で多分なっていると思うんですよ。なので、起債使えない一般財源の部分もありますし、実際どこまで使えるかっていうのが、数字的なところはまだちょっと分からないですが、ただ天井をやるってことはこれ大がかりなことで、当初2年ぐらい開館止めるという形だったと思うんですよ。その2年というのが一つ心配なのが、この2年の期間に特にお子様とか、ホール施設を今まで利用できたあるいは何か発表の機会があったときときに、ここは使えなくなる。そういったときにちょっと別の話になっちゃうんですけど、それはホールが主導的に別の舞台を用意してあげる。恵まれていることには近隣にホールあると思うんでそこはここが使えないっていうときに、あのハンデをその2年間感じるような、そういう措置はしてほしいなと思うんですけど、その2年止まるというところで、やっぱりそれだけ止めなきゃいけないとなると、そこで天井だけでいいかっていう問題。この前見せてもらったその膨大な資料だと結構空調関

係とか、これ相当なことになってきてると思うんですが、どこまでその利便性っていうところ、緊急性があり命がかかるのはもちろんやるべきですが、その利便性とか、絶対付随してくるところを優先するかというのが少し問題になってくるのかなとは思っています、でもせつかくその止まってる期間があるすれば、そのときにしかできないことってのも、その機会を逃したらできないこともあると思います。ここは掘り起こせば賛成、反対などいろんな意見あると思うんですがそれも含めて、いろんな可能性をよつと話し合っていければなと思うんですけど。最低限の改修、積極的な改修っていろいろあると思うんです。例えば命を守るような改修というのはある種最低限、絶対やんなきゃいけないっていうところとプラスアルファでやる部分、その施設がちゃんと使えるようになって改修終わりましたというときに、天井変わっても、あるいはエレベーターが落ちないようになったとしても、多くの人がどこが変わったのってなるとこはあるかもしれない。変わらなくていいっていう人もいるかとは思いますが、いい税金の使い方だと。音響のことって多分、よっぽど良くなるか、よっぽど悪くないとわかんないと思うんですよね。そこはそこでしっかりできる技術者の方にぜひやっていただきたいところあるし、今までいいというふうに思われたホールなんで、そこはしっかりと詰めて欲しいところあるんですけどでも、やっぱりどこが変わったのっていう感想の方が圧倒的に多いと思いますので、新しい下諏訪の文化センターですって言ったときに明確に変わったと思える部分が必要だと思います。私の中でちょっと頭にあったのはホールが変わるわけでもないですし、内装が変わるわけでもないって言ったときに例えば、前の資料だと座席に関して、あの自動で立ち上がるよう修理して、シートは洗浄のみって形にするっていうふうになったと思うんですけど、それをやるかやらないかもいろいろあると思うんですよ。例えば、座席の幅とかは法律で決まってると思うんですけど、その法律ギリギリでやるのか、それとも例えば、体の大きな方とかも余裕を持っていくのか、あるいはそのホールが使われてるときの大体の観客の数とかを考えたときに、目いっぱい観客席を増やせるのがいいのか、それとも余裕を持って快適に座ることができるっていう様にするかとか、あるいはシートのカラーとか、最近わりとはやりのモザイク調になって、開いてるのがそんなに目立たないとかそういう、それが割と一番ぱつと視覚的にあるいは使ったときに、ホール変わったねと、座席の話じゃなくてもいいんですけど、どこかに変わったねってところも、あの満足感として、せつかくそのお金を投入して特にそれもあんまりその税金税金で積極的にいくと、どこが変わったのか分からないけど安全なんです

よ、見えないところをちょっともちろん大事にする、これは当然今まで勉強してきたことで、一番大事だなって思ったところなんですけど、そういう面も少しだけ検討はしてもらってもいいかなとは思って、でも一番大事なのはソフトであると思いますがこれから文化センターを運営していくにあたって、より借りやすいようにとかそういう部分はとてもトピックになってきたと思うんですけど、そういうハードの面で、本当に最低限という形で抑えていくのか、それとも、もしかしたら補助金とかいろいろ含め座席がそういう防災関係でうまく引っかかってくれるようだったら、あるいはその空調のところを我慢するならできるようになったりとか、この前もありましたが、全部やれなかったらやりたいんですけど、予算と期間というところを含めて、これだけの期間を止めるにあたって、どこを止めて、住民の安全と満足感と、そういうものを得られるかというのちょっと視点として、あったら面白いかなと思います。

委員：

今日は大変貴重なお話ありがとうございました。この前回の資料6の中の順位付けをということですが、先ほども言われましたけど、左の項目の安全性、機能性、社会性、環境性、その他っていうところで、あるところの順番づけで安全性っていうところにあるところの、一番上の建築物の外部、屋上、屋根、内部ってあるんですけどこれは何か対象外になってるっていうのですかね。

事務局：

今回やりました実施設計の中の改修項目からは外れております。

委員：

今回とは別に修繕を行うことを想定って書いてあるんでね。そういう意味ではこの安全性、下の方の社会性っていうところにあって、これは既存不適格の関連ということなんで、ここに入ってると思うんですけど、ホール天井脱落防止対策工事、これが今日の話の中のことだと思うんですけど、これ安全性のところには逆に入ると思うんですけどもそういう意味ではまず、これがやはり天井を直すというのが一番優先だと思います。今日お話にあった通りいろんなやり方があると思うんですけど多分、準構造化っていうのを考えてるんですけど。

事務局：

そうです。

委員：

確かにお金が一番かかるのかもしれないですけどこれはやはり安全性、社会性も含めて天井脱落防止工事これが最優先とされるべきだと思います。順番でいくとみんな大事だと思うんですけど、当然その天井の工事に関係して、機械設備、電気設備が生まれてくるんで結構な金額になってくるかと思いますがけれどもまずこれが一番。それから2番目とするとやはり安全性の中で、前から出ている客席の椅子を自動的に上がるような感じの工事ですかね、この辺が2番目というか、必要なのかなってということだと思います。さっき言った建物の外部とかっていうのも、先ほど話では壊れてて、直さなきゃっていうのもあったし天井が落ちなくても建物が崩れちゃったらどっちしても同じなんで、そういう意味では建物もこれ大事なのかなと、今日ちょっと改めてさっき思ったんですけどもね。それからあと前回空調の話もかなり細かくいろいろしていただいて、これも大事だと思うんですけど結構な大がかりな工事になると、それから我々私も舞台に立って演奏したりする立場なんで、やはり音響とか照明はぜひぜひ充実させてもらいたいと、先ほど別の委員さんも言われましたけれども、すぐに良かったかどうか分からないのかもしれないですけども、やはり音響、音楽ホールとするとやっぱり音響は本当に一番大事なところなんで、これに関しては、あのぜひ充実させてもらいたいと思います。そういう意味ではあの本当みんなみんな入ってきちゃうんで、それを優先付けろとかあるいは下の方にあって、それを年度に当てはめていくっていうのもちょっと難しいかなとは思いますが、今私が考えてる部分についてはそんなことです。

委員：

今日は貴重なお話をありがとうございました。本当に安全性の大事さは、本当に最近強く感じています。今日の宿題はこの左側の4つの順番づけということだったと思うんですが、すごく悩みました。つまり一番は安全性ということだと思うんですけど、今のお話の中で、安全性、一番多くの人を使うホールの天井の工事ですから社会性というところにかかってくるんですが、でも安全性の改築の外壁とかそういうものも当然であって、安全性でもあるわけですから、この4つの順番づけっていうのも、とて

も悩んだんですね。そしたら皆様がこの4つを1, 2, 3, 4と順番つけることは難しかったのかなっていうので、私の悩みも皆さんと共通するのかなと思いました。2番目は安全性と、保全がそれになってくる。それで、環境性のこの雨漏りだっていうのも、すごく雨漏りから総合的に他の事に波及したら大変な大事な事かなと思いました。あと実際にこういう音響なんか会場を使って欲しくても、なかなか使ってもらえないくらい音響設備に問題があるということも伺って、そういう機器の改修っていうことも大事さも感じました。私は客席の椅子ってというのが、直ればいいなと思いました。視察でも見て。でも何とか今のままだでも使えないのかなっていうことを思いました。さっき非常用の発電設備の話もあります。この辺りは私は全く分かりませんでした。つまりその町の財政ですね。私が自分でこれを事業としてやっていた場合っていうことを考えると、例えば約14億かかるとすると、それを緊防債ですか。それと、公的債を活用して借りても返さなきゃいけないわけですよ。それをどういう形で何年かかって返すのか。その辺がわからないわけです。だから、その根本がわからないのもっと悩みました。この検討は。つまり今、町の財政は結構逼迫していると思います。健康保険、社会福祉関係、それから学校名の改修の問題、道路補修とか、家の周りを見てもいろいろあると思います。だからそういうところへのしわ寄せがどうしてもいくんですけれど、どのぐらいの金額までいいのか、1回の返済が済めばいいのかっていうことがわからないそれが前回、別の委員が言ったその大体の金額の目安がわからないと考えられないってことを言いたかったんじゃないかと思います。何かその要するにこういう資料を一つ作るでも、前回の議事録一つでも私だったらねじりはちまきで大変だと思って、職員の皆さん本当に資料の作成一つから全てのことの大変さを痛感しました。本当に今回この会議に参加してとても勉強になりました。だからそのどのぐらい返済ができていくのか。絶対町の財政を圧迫するとは思いますが、どのぐらいの許容範囲なのかわからないと、何か安全性以外のことは我慢しなきゃ、最初に立ち戻って文化センター必要なの、もうなしにして、近隣の施設にお世話になるのってそこまで立ち戻らなきゃいけないのかなっていうことで、私達はあんたたちそこまで考えなくていいよっていうならそれでいいんですけど、結構この文化センター改修についての検討する会議っていうのは結構大事なポジションにあるんですね。これを考えるということは責任をも負ってるっていうことを感じたもんですから、いろんなこと言い言えるのかな、安全性以外のことに要求なんかできるのかなっていうところが、私の中ではすごく膨大な資料を読みながらちょっと、胸が苦しくなるぐらい、

結構自分のお財布として考えたときに思いました。取り越し苦労ならいいと思っています。よろしくお願ひします。本当にいつもありがとうございます。

事務局：

次の委員さんにご意見をいただく前に今の回答をさせていただければと思います。まずその緊防債、公的債、例えば緊防債は前に説明させていただいたんですが、事業費100%に対してお金が借りられますよということになります。そのうち70%を交付税措置という形で町に戻してもらえますよという話をさせていただきました。一応その割合でいけば、純粋に町が持ち出すお金はその内の3割ほどになります。例えば14億ですと、町が実際負担するのは4.2億という形に計算上はなります。14億ではあるんですがそのうち7割が交付税措置されますので4.2億を負担すればできます。そういう形になります。まずそれが一つ。確かに前回の委員さんのお話で、ある程度金額の目処がないというお話をいただいたんですが、実施設計というものを町が行いました。こういうところを直しますよというところで、実際に図面作ってもらって積算してもらって14億というお金が見積もられたんですが、この実施設計については、本当に必要最低限であるという前提で作ったものになります。ですので、いわゆる上限を決めてしまうと、その実施設計14億ですというお話になってしまいます。逆に上限を設けずに、こういうところの箇所のお話をしたいと思います。ぜひそこでご意見をもらいたい、その意見の中で、ここもあそこもというところの中で皆さんで、どこを優先するべきかという話をしたいと思って、この会議ができるわけですので、ある意味、そのお金の勘定しながらということではなく、ここが必要だけれども今すぐできないから10年後くらいにこれができるようにしましょうねっていうそういう計画を作りたいので、その辺を気になさらずにぜひご意見いただければと思います。

委員：

わかりました。

事務局：

それでは次の方お願ひします。

委員：

まず前回の宿題ということでこの4つの項目その他も含めて優先順位ということでありますけども、基本的にはもう安全はもちろん第1だろうなと、それから先ほど別の方もおっしゃってました。法的に引っかかるところをですね。これはもういいも悪いもないんだらうなっていうことだと思います。それでその項目の中でも例えば安全性の中では一番下の監視カメラとかね、それはあればいいけども、なくてもいいよねっていう部分はもう一度精査するのは必要だなと思いますけど元々は私は舞台の方を20数年やっておりまして、それであの、舞台の機器が駄目になった怖さというのはもう本当に身をもって体験しているんですよね。なので基本的には今も特に音響関係もデジタル化が進んでしまっていて、対応できないとほとんど機器も使えない状況になってきてるものですから、照明なんかもそうなんですよ。もう僕ら始めた40年以上前のは全然状況が違いましてここも30年過ぎているっていうことで基本的には改修していないので、まずちょっとその辺のところは、安全それから法律はもちろんなんですけども、ちょっとそこのところはなかなかその見えないところであるかもしれないんですけど大事にしてもらいたいなと思います。特にここはこういうホールなので、公民館施設もありますけど、舞台の方が止まっちゃったらもうちょっと全然はっきり言ってホール自体の価値がということもあると思いますんで、そこのところをちょっと考えてもらいたいなと。ただですね実は我々のホールは大中小玄関とすべて吊天井だったものですからその改修、それから音響、客席全部含めて29億かかっているんですよ。これはもう長野県さんの方でやっていただいているんですけど、そのうちやっぱりね天井は約10億なんですよ。

それで照明、音響の方でも10億かかっちゃってるんですよ。結局先ほど先生もおっしゃいましたけど、そのぐらいかかってしまう改修になるんですよ。僕が一番やっぱりちょっと気にしていたのは私どもホールはおかげさまで稼働率が非常に高い方なものですから、止めるということが非常にその県民の皆さんに対してリスクになるんです。今回の改修工事ですね実際舞台も全く使えなくなる期間を6ヶ月で何とかしてくれっていうところもあって、それで本当に設計の皆さんから、実際施工して下さった建設業者の皆さんに本当によくやっていただいたんですけども、そのホールを止めるのが長くなって、それで終わってみたらまた来年も再来年止めて工事するというようなことになってくるとですね、多分住民の方たちに納得しないと思うんですよ。なので、もちろんその予算ありきではあるんですけど、これだけ長いこと止め

てやるってということになると、その期間止めなきゃならないもの、例えば大ホールだけ稼働して、小ホールは、稼働しながら直せるところとかね、そういうところもあるとは思うので、もうその閉館しなければ絶対できないよっていうところはこの機会にやっってしまうないと、多分、またこの先、3年後にまた半年開館を止めますよとかね。またそれから2年後になったら、例えばその舞台の機構とか照明をいじるとなると、どうしてもやっぱり数か月は止めなきゃなんなくなってしまうので、その辺のところも技術の方と検討しながらですね、どうしてもこれだけ止めなきゃならないそれだけ時間がかかるものについてはできればままとめてやって、その先はしばらくそういうことがないようにしてもいいんじゃないかなっていうふうには、実際運営していて思います。

それから基本的にはその天井を張り替えましたっていても、うちもそうなんですけど、見た目全く変わらないんですよ。お客さんに何がどうなっていくかっていう話なんで、客席については実はですね改修前の幅が48センチだったんですよ。それは40年前のサイズなので、今どきの方がちょっとそのサイズでは非常に日本人であってもきつくなっていて、シート自体もベコベコしてきたので、私どもは椅子を撤去して、新しいものを入れました。その際に4センチずつ間隔を空けて、客席の数を約200席減らしたんですよ。それであの真ん中の席を干鳥にしました。多分この前の話ですと、そうすればもうやらないってことなのですが、例えばその、すごく小さいかもしれない例えばトイレとかね、あのまだ実際お客さんに見える部分も、何かしらちょっとこう、あの、変わった感がないと結構微妙な感じがするんです。ただ、ちょっと実際やるかどうかわからないんですがお客さんに見える部分も、これだけ長いこと止めてそれで安全対策と利便性を求めたんだよっていうところはちょっとアピールできるような部分っていうのは必要なんじゃないかなっていうふうに実際あのホール運営していて思います。ちょっと検討の余地はあるのかなと思いました。

事務局：

ありがとうございました。何かご質問等ある方いらっしゃいますか。では次回は今いただいたご意見をもとに事務局で案を作らせていただきまして、またそちらをご覧いただきながらお話の方を進めさせていただければと思いますのでよろしく願いをいたします。それでは最後に塩入先生から今の協議についてのご感想をいただければと思いますがお願いいたします。

塩入氏

皆さんがですねいろいろな立場で、こうやっていろんな意見を出す場があるというのは素晴らしいなというふうに思いました。私はほとんどですね設置者側とか、あとは技術者の方ですとか設計側とかですね、そういうケース話すことが多くてですね、やっぱり誰のためのホールなんだということはやっぱりすごく重要だと思うんですよ。そこを見失ってはいけないなと思うんで、やっぱりあの音楽ホールで何のためにあるのというのをやっぱり絶対忘れちゃいけない。だからこの安全っていうのもそうだと思うんですね。せっかく楽しみにしている方が事故にあったら絶対いけないと思います。ここはやっぱり1人1人の命がかかっているんで、費用はもちろん掛かりますけれども、事故があったときのことを想像していただきたいんですね。先ほどもお見せした動画をやっぱり想像していただいて、やっぱり楽しみにしている人たちにそういうことがあっては絶対にいけない。事故がであっては絶対にいけないということで、やっぱりいろんな立場の方の意見を聞きながらでもですね、やっぱりそちらの方向にしっかり進めていただければ、よいのではないかなと思っています。今日、私もですねこうやって何か皆さんの意見聞かせていただいて、逆にすごく勉強になりました。私の方もありがとうございました。

事務局：

ありがとうございました。それでは最後その他ということで委員の皆様から何かございますでしょうか？それでは長時間にわたりありがとうございました。以上で第7回下諏訪総合文化センターのあり方を検討する会議を終了いたします。

(終了 21 : 06)